

児童手当制度が変わります！

令和6年
(2024年)
10月から
(12月支給分から)

申請が必要な方がいます。
ご注意ください



1 支給対象が拡大します

0歳～中学校修了までの子を
養育している方
(15歳到達後の最初の年度末まで)



0歳～**高校生年代**までの子を
養育している方
(18歳到達後の最初の年度末まで)

2 所得制限が撤廃されます

所得制限

所得制限限度額、所得上限限度額あり 所得制限

手当月額

3歳未満

月 15,000円

3歳～
小学校修了まで

第一子・第二子 月 10,000円

第三子以降 月 15,000円

中学生

月 10,000円

※児童を養育している方の所得が所得「制限」限度額以上、所「上限」限度額未満の場合には、特例給付として月5,000円を支給。
※第三子以降の算定対象は18歳到達後の最初の年度末まで。



所得制限

所得制限なし

手当月額

3歳未満

第一子・第二子 月 15,000円

第三子以降 月 30,000円

3歳～18歳
18歳到達後の
最初の年度末まで

第一子・第二子 月 10,000円

第三子以降 月 30,000円

※特例給付はなくなり、受給者全員が上記の支給額に。
※第三子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末まで。

3 偶数月(年6回)に支給されます

支給月

2月・6月・10月(年3回)

※各前月までの4か月分を支給



支給月

2月・4月・6月・8月・10月・12月(年6回)

※各前月までの2か月分を支給



申請が必要な方

次の方が申請(確認書)が必要です。個別にご案内しておりますのでご確認ください。

① 高校生年代の児童のみを養育している方

② 中学生以下の児童を養育支援しているが、所得限度額を超過し、児童手当・特例給付を受給していない方



認定申請が必要です

③ 児童の兄弟等について監護に相当する世話などをし、その生計費を負担している方



確認書が必要です

児童手当の申請など詳細については
こちらをご参照ください



◎この給付には、社会全体で子ども・子育てを支えるための『子ども・子育て支援金』(令和8年度から開始)が充てられます。

お問合せ 美深町保健福祉課保健福祉グループ福祉係 Tel 01656-2-1683